

JAB PD200-2009「製品認証機関の認定の手順」の発行について

本協会は、JAB PD200-2009「製品認証機関の認定の手順」を 2008 年 8 月 10 日付けで発行致しますので、ここに公表いたします。

JAB PD200-2009改定の主要内容につきましては、以下の通りです。

<P200-2008 からの主な変更内容> (括弧内は PD200-2009 中の対象項番)

- a) 文書番号の変更：P200 PD200 (QP601「文書管理基準」による)
- b) 条項の移行
- c) 観察事項(3.10)の定義の表現を修正
- d) 機関における重要な変更の通知(4.8.3 e)：「認定範囲」を「認定範囲に影響を及ぼす可能性のある事項」に変更
- e) サーベイランス期間の 16 か月条項の導入 (新規事項:8.2 b))
- f) 認証の移転手順 (新規事項:10.)
- g) 溶接製品認証機関の現地審査立会の標準的工数の導入 (新規事項:6.5.2 b) 4) 付表 3)

ドラフト段階での検討に当たり、2009 年 6 月 2 日から 6 月 30 日の間実施したパブリックコメントの募集の際、関係各位から貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。コメントをお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

コメントの概要とコメントに対する本協会技術委員会の処置につきましては、添付資料をご参照ください。

適用要領等の詳細は下記の公表文書を参照ください。

記

公表文書：

1. 発行文書

JAB PD200-2009「製品認証機関の認定の手順」

2．発信文書

09-認シス第 0838 号

JAB PD200-2009「製品認証機関の認定の手順」の発行について

3．コメント及び処置に関する文書

JAB PD200-2009 へのパブリックコメント及び処置

適用日及び発行日：

2009 年 8 月 10 日

以上